

社会福祉法人住吉むつみ会 役員等報酬規程

改訂 令和2年6月11日
改訂 平成29年6月13日
制定 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人住吉むつみ会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員のことをいう。
2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(適用範囲)

第3条 この規程は原則として非常勤の役員等に適用する。
2 理事及び監事が同日開催の両方の会議に出席した場合、もしくは同日に会議への出席及び業務を行った場合は、第4条の報酬は1回の支給とし、重複はしない。
3 評議員及び評議員選任・解任委員が同日に会議への出席及び業務を行った場合は、第4条の報酬は1回の支給とし、重複はしない。
4 職員を兼ねる常勤役員等の報酬は、給与規程に基づいて支払うものとし、この規程による役員等への報酬規程は適用しない。

(役員等の報酬等)

第4条 役員等が、その職務のために会議に出席したとき、又は施設の運営のため業務にあたった場合は、次のとおり一日分の報酬を支給することができる。

(1) 理事（理事長は除く）	日額 10,000 円
(2) 監事	日額 10,000 円
(3) 評議員	日額 10,000 円
(4) 評議員選任・解任委員	日額 10,000 円

(報酬等の額の算定方法)

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
2 当法人の全理事の報酬総額は、年間 300,000 円以内とする。
3 当法人の全監事の報酬総額は、年間 100,000 円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、出席の都度、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除した額を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、住吉むつみ会旅費規程を準用する。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の一部を改訂し、平成29年6月13日から施行する。
- 3 この規程の一部を改訂し、令和2年6月11日から施行する。